

総情域第 111 号  
令和 2 年 10 月 9 日

各総合通信局長  
（放送部）  
（北海道、信越、北陸、  
四国にあつては情報通信部）  
沖縄総合通信事務所長  
（情報通信課）

） 殿

情報流通行政局長

コミュニティ放送局の再免許について（通達）

標記について、本年 10 月 31 日をもって免許の有効期間が満了するコミュニティ放送局（以下「放送局」という。）の再免許については、別添のとおり定めたので、了知の上、よろしく取り計らわれたい。

なお、「コミュニティ放送局の再免許について（通達）」（平成 27 年総情域第 67 号）は、本通達の発出に伴い、廃止する。

## 別添

### 1 再免許に条件を付すること

#### (1) 条件を付する放送局

再免許を与える放送局のうち、無線設備規則の一部を改正する省令（平成 17 年総務省令第 119 号）による改正後の無線設備規則第 7 条の基準（新スプリアス基準）に合致することの確認が取れていない放送局に対して、再免許に条件を付するものとする。

#### (2) 付する条件

「無線設備規則の一部を改正する省令（平成 17 年総務省令第 119 号）による改正後の無線設備規則第 7 条の基準（新スプリアス基準）に合致することの確認が取れていない無線設備の使用は、令和 4 年 11 月 30 日までに限る。」

### 2 本通達に定める要請文書を交付すること

#### (1) 交付する放送局

① 免許期間内（平成 27 年度から令和元年度。但し、前回の再免許（平成 27 年 11 月 1 日）以降に開局した放送局においては、その開局年度は対象に含めないものとする。）において放送番組審議機関の開催回数が 0 回の年度がある放送局。

② 直近の決算における利益剰余金と再免許後 5 年間ににおける当期損益の合計額がいずれかの年度において赤字であり（資本欠損又は債務超過）、直近の決算における資金残高等がそのいずれかの赤字額（不足資金額）を下回る放送局。

#### (2) 交付する内容

(1)の①及び②のいずれか、若しくはいずれにも該当する放送局については、「コミュニティ放送局の免許及び再免許に当たっての要請について（通達）」（令和 2 年総情域第 110 号）に基づき交付される要請文書に代えて、通達に定める要請文書を交付することとする。

交付する要請文書については、①にのみ該当する放送局へは様式第 1 の要請文書を、②にのみ該当する放送局へは様式第 2 の要請文書を、①及び②に該当する放送局へは様式第 3 の要請文書を各総合通信局長等から交付することとする。なお、各総合通信局等において、地域特有の状況を勘案して要請が必要であると判断される事項がある場合、本省へ報告のうえ、それぞれの様式による要請文書に追記したうえで交付されたい。

コミュニティ放送事業者名  
代表者 氏名 殿

各 総 合 通 信 局 長 印  
(沖縄総合通信事務所長)

コミュニティ放送局の再免許に当たっての要請

放送は国民的メディアであり、その公共性及び言論報道機関としての社会的役割は一層重要なものとなっているところであります。

このため、コミュニティ放送の再免許に当たり、放送法及び電波法に従い、特に下記の事項を要請します。

記

- 1 放送番組の編集及び放送に当たっては、放送法の規定及び自ら定めた番組基準を遵守し、真実・公平な報道等を通じて我が国の健全な民主主義の発達に資するとともに、豊かな放送文化の創造に寄与すること。  
また、放送の公共性、社会的責務の重要性を深く認識し、放送に携わる者の放送倫理の向上に努めること。
- 2 放送番組については、その制作過程を含め、人権及び児童・青少年に与える影響に十分配慮するとともに、関係法令を遵守すること。
- 3 放送番組の適正を図るにあたり、放送番組審議機関の機能が一層発揮されるよう、十分な開催回数の確保に努めること。特に貴社の場合は、未開催の年があるため、速やかに改善に努めること。
- 4 非常災害時における放送の果たすべき重要な役割に鑑み、また、激甚化・頻発化する自然災害の経験を踏まえ、地方公共団体との連携、Lアラートの活用等による地域に密着した災害・防災情報等の充実を図るとともに、放送施設の安全性・信頼性の向上に努めること。

なお、関係部分については、貴社の放送番組審議機関の活動の参考として頂きたい、番組審議会の委員に対しても周知願います。

コミュニティ放送事業者名  
代表者 氏名 殿

各 総 合 通 信 局 長 印  
(沖縄総合通信事務所長)

コミュニティ放送局の再免許に当たっての要請

放送は国民的メディアであり、その公共性及び言論報道機関としての社会的役割は一層重要なものとなっているところであります。

このため、コミュニティ放送の再免許に当たり、放送法及び電波法に従い、特に下記の事項を要請します。

記

- 1 放送番組の編集及び放送に当たっては、放送法の規定及び自ら定めた番組基準を遵守し、真実・公平な報道等を通じて我が国の健全な民主主義の発達に資するとともに、豊かな放送文化の創造に寄与すること。  
また、放送の公共性、社会的責務の重要性を深く認識し、放送に携わる者の放送倫理の向上に努めること。
- 2 放送番組については、その制作過程を含め、人権及び児童・青少年に与える影響に十分配慮するとともに、関係法令を遵守すること。
- 3 放送番組の適正を図るにあたり、放送番組審議機関の機能が一層発揮されるよう、十分な開催回数の確保に努めること。
- 4 非常災害時における放送の果たすべき重要な役割に鑑み、また、激甚化・頻発化する自然災害の経験を踏まえ、地方公共団体との連携、Lアラートの活用等による地域に密着した災害・防災情報等の充実を図るとともに、放送施設の安全性・信頼性の向上に努めること。
- 5 聴取者に対する継続的・安定的な放送サービス提供の意義を認識し、財務状況の改善努力等、その確実な提供確保に努めること。

なお、関係部分については、貴社の放送番組審議機関の活動の参考として頂きたい、番組審議会の委員に対しても周知願います。

コミュニティ放送事業者名  
代表者 氏名 殿

各 総 合 通 信 局 長 印  
(沖縄総合通信事務所長)

コミュニティ放送局の再免許に当たっての要請

放送は国民的メディアであり、その公共性及び言論報道機関としての社会的役割は一層重要なものとなっているところであります。

このため、コミュニティ放送の再免許に当たり、放送法及び電波法に従い、特に下記の事項を要請します。

記

- 1 放送番組の編集及び放送に当たっては、放送法の規定及び自ら定めた番組基準を遵守し、真実・公平な報道等を通じて我が国の健全な民主主義の発達に資するとともに、豊かな放送文化の創造に寄与すること。  
また、放送の公共性、社会的責務の重要性を深く認識し、放送に携わる者の放送倫理の向上に努めること。
- 2 放送番組については、その制作過程を含め、人権及び児童・青少年に与える影響に十分配慮するとともに、関係法令を遵守すること。
- 3 放送番組の適正を図るにあたり、放送番組審議機関の機能が一層発揮されるよう、十分な開催回数の確保に努めること。特に貴社の場合は、未開催の年があるため、速やかに改善に努めること。
- 4 非常災害時における放送の果たすべき重要な役割に鑑み、また、激甚化・頻発化する自然災害の経験を踏まえ、地方公共団体との連携、Lアラートの活用等による地域に密着した災害・防災情報等の充実を図るとともに、放送施設の安全性・信頼性の向上に努めること。
- 5 聴取者に対する継続的・安定的な放送サービス提供の意義を認識し、財務状況の改善努力等、その確実な提供確保に努めること。

なお、関係部分については、貴社の放送番組審議機関の活動の参考として頂きたい、番組審議会の委員に対しても周知願います。